

第 61 回機械振興賞受賞候補者募集要領

(研究開発・小規模事業者用)

機械振興賞では平成26年度に小規模事業者を対象とした審査委員長特別賞を新設し、受賞の機会を広げるとともに、小規模事業者が応募する際の負担を軽減するため、小規模事業者に該当する企業の提出書類を少なくしました。以下、小規模事業者用に事務書類を軽減した機械振興賞受賞候補者募集要領について説明いたします。

1. 表彰対象

独創性、革新性および経済性に優れた機械産業技術に関わる研究開発およびその成果の実用化により、新製品の製造、製品の品質・性能の改善、または生産の合理化に顕著な業績をあげたと認められる企業・大学・研究機関(以下「企業等」という)および研究開発担当者(一業績につきおおむね5人程度を限度とし、事情により当該企業等に属さない者も含む)とします。

ただし、当該研究開発は、おおむね**過去3年以内**に完成したものに限りです。

2. 募集方法

一般公募します。受賞候補者の募集期間は4項に定める期間とします。

3. 提出書類

3.1 応募申請書

協会 Web ページにある第61回機械振興賞受賞候補者応募申請書(研究開発・小規模事業者用 その1～3)に所要事項を記入してください。

なお、応募申請書(研究開発・小規模事業者用 その1)は、Excel で作成して Excel ファイルを送付してください。応募申請書(研究開発・小規模事業者用 その2、その3)は、Word で作成して送付してください。様式は Web ページ (<https://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>)から取得したもの(小規模事業者用)を使用してください。

なお、応募申請書(研究開発・小規模事業者用 その1)は、Excel で作成して Excel ファイルを送付してください。応募申請書(研究開発・小規模事業者用 その2、その3)は、Word で作成して、それぞれ A4 判 1 枚にまとめてください。様式は Web ページ (<https://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>)から取得したものを使用してください。

詳細な内容説明書につきましては、提出は任意です。応募申請書(その2、その3)だけでは、説明が十分でない場合にご利用ください。商品・パンフレットの様な冗長的な表現を避け、簡潔で技術的な内容が理解できる表現にしてください。

3.2 添付書類

- (1) 決算書(直近3年分。決算時期の関係で3期分が用意できない場合は、用意できる分で構いません)。
- (2) 製品・パンフレット、Web 紹介記事、取得特許資料等がありましたら添付してください。

4. 応募申請書等の提出

応募申請書は、募集期間中（令和8年4月1日(水)から5月29日(金)必着)に、応募申請書と添付書類を下記に提出してください。提出は電子メールまたはインターネット等でお願いたします(応募申請書その1は、Excelデータで送付してください)。

提出先、問い合わせ先

Eメール prize@tri.jspmi.or.jp

〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目5番8号

機械振興会館 地下1階

(一財) 機械振興協会 技術研究所 賞事務局 TEL03-3434-8262

5. 選 考

会長が委嘱する学識経験者から成る審査委員会により行います。

審査スケジュール(予定)

①募集(4～5月)、②書類審査(6～7月)、③ヒアリング審査(7～8月)*、④現地調査(8月～9月)、⑤審査委員会(10月)、

⑥受賞者の発表(12月)、⑦表彰式(2月)

※特に必要と認められた場合

6. 表彰方法

- (1) 会長は、特に優秀と認められるものについて経済産業大臣賞(以下、大臣賞)および中小企業庁長官賞(以下、長官賞)の授与を申請するものとします。
- (2) 会長は、機械振興協会会長賞(以下、会長賞)、審査委員長特別賞(以下、特別賞)および奨励賞の受賞者に対し、会長名の賞状を贈呈します。
- (3) 会長は、大臣賞、長官賞、会長賞および特別賞を受賞する企業等に対し、記念品を贈呈します。
- (4) 会長は、大臣賞、長官賞、会長賞および特別賞を受賞する研究開発担当者に対し、賞金を贈呈します。賞金の額は、大臣賞は80万円、長官賞は50万円、会長賞は30万円、特別賞は20万円(研究開発担当者が複数である場合も、これらと同額)とします。

7. 後 援 (予 定)

経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、東京中小企業投資育成、名古屋中小企業投資育成、大阪中小企業投資育成、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、発明協会、JKA、全国信用保証協会連合会、全国中小企業振興機関協会、日本技術士会、日本中小企業診断士協会連合会、日本機械工業連合会、日刊工業新聞社

〔注 記〕

- (1) 外国からの技術導入に基づくものは、原則として選考の対象としません。ただし、独創的な改善が加えられた場合はこの限りではありません。
- (2) 社内専用機、あるいは社内生産システムに関する業績であっても、それが実用化されている場合は選考の対象とします。
- (3) 助成金、奨励金等を受けて行った研究開発の業績も選考の対象とします。
- (4) 他の同種の表彰を受けた業績も選考の対象とします。

以 上

※個人情報保護に関して:本募集において入手いたしました個人情報は、本機械振興賞に関する審査と表彰の目的以外での使用いたしません。